津南町介護支援専門員継続支援金支給事業

１．目的

　業務継続の意欲向上を図り、離職を防止するために町内の居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護支援事業所に勤務し対象となる介護支援専門員に対し、継続支援金を交付します。

２．対象者

　介護支援専門員の資格をもち、次の要件に全て該当する者

　①当該年度の４月１日時点において町内の居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護支援事業所に勤務し、介護支援専門員の業務に従事していること。

　②該年度の４月１日前１年以内に３か月以上の休職（産前産後休業を除く）をしていないこと。

　③運営する法人と直接雇用契約を結んでいる介護支援専門員であること。

　④週３２時間又は月１２８時間以上、介護支援専門員として業務に従事していること。

　⑤居住地の市町村税を滞納していないこと。

　⑥津南町職員でないこと。

３．支援金の内容

　・居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所に勤務している介護支援専門員１人につき　１２０，０００円（１年度１回限り）を交付。

☆勤務時間の考え方

　・介護支援専門員としての勤務時間のみが対象となります。

　・居宅介護支援事業所の管理者を兼務している場合は、介護支援専門員の勤務時間と管理者としての勤務時間を合算することができます。（ただし、他の職種と兼務している場合は、合算することはできません）

　・残業時間、期間を単位とする休業（療養休暇、育児休暇等）は勤務時間に含めません。

４．支給申請及び支給決定等

〇申請等（必要書類）

①津南町介護支援専門員継続支援金支給申請書

②介護事業所勤務証明書

③介護支援専門員証の写し

④居住地の市町村の完納証明書

⑤振込先口座の通帳（またはキャッシュカード）の写し

⑥その他町長が必要と認める書類

※町長が別に定める日までに上記必要書類を町に提出

〇支給決定及び支給

　申請書を受領、審査、支給決定。支給決定した月の翌月末までに指定された金融機関の口座に振込

５．その他

〇次の場合は、支給決定の取り消し及び支援金の返還となる場合があります。

　①虚偽その他不正な手段により支援金の交付決定及び交付を受けたとき。

　②その他町長が支給決定を取り消すことが相当と認める事由が生じたとき。

〇当該事業は令和８年度までの事業となります。（予定）